

TAGを巡る日米通商協議の行方

—日本車への追加関税はひとまず回避したが油断は禁物—

- 米政権は今年、中間選挙に向けて外交的成果としてアピールすべく通商問題に重点的に取り組んできましたが、本丸である中国との通商協議に進展がみられないなか、トランプ大統領はEUやメキシコ、カナダ、日本などとの通商協議で早期に成果を挙げることに注力してきました。
- 9月の日米首脳会談ではTAGの交渉開始で合意し、日本車への追加関税などはひとまず回避されました。ただ、今後のTAGを巡る交渉については、油断は禁物であると考えられます。

日米首脳会談ではTAGの交渉開始で合意

9月26日の日米首脳会談で、両国はTAG（物品貿易協定）の交渉開始で合意しました。11月の中間選挙に向けて、貿易赤字削減への取り組みを外交的成果としてアピールしたいトランプ大統領は、中国との通商協議が暗礁に乗り上げるなか、EUやメキシコ、カナダとの通商協議で成果を挙げることに注力してきました。今回、日本も例外ということにはならず、首脳会談前には日本への圧力も強まりましたが、会談後に発表された共同声明では、日本による特定品目での譲歩はなく、事前に懸念された米国による日本車への追加関税などありませんでした。合意事項としては、日米でTAGの交渉を始めることが中心となっており、日本は農林水産品について、過去の経済連携協定で合意された水準が関税引き下げの限度である旨が明記されました（図表1）。

共同声明には米国車の製造・雇用増加を明記

記者会見で安倍首相は、日本車に関して「追加関税が課されることはないことを確認した」と明言しましたが、共同声明の文言では「協議が行われている間、この共同声明の精神に反する行動を取らない」との表現に留まっています。逆に「米国は自国の自動車産業の製造および雇用の増加を目指す」と明記されており、米国車の生産や雇用が増加するためであるならば、輸入制限枠の設定や、追加関税などを認める余地があるように見受けられます。

またTAGについて、安倍首相は過去に日本が結んだFTA（自由貿易協定）とは全く異なるとの考えを示しましたが、TAGは財に関する貿易協定であり、むしろFTAの一部分を指した概念と言えます（図表2）。

図表1 日米首脳会談（9月26日）の合意事項

日米共同声明（要旨）	
①	安定的、互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認
②	日米間の貿易・投資の拡大と、世界経済の自由で公平かつ開かれた発展を実現することを再確認
③	TAG（物品貿易協定）と、サービスや他の重要分野で交渉を開始
④	TAGの議論が完了した後、他の貿易・投資についても交渉
⑤	TAGの交渉にあたっては以下の両政府の立場を尊重 ・日本は農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること ・米国は自動車について、市場アクセスの交渉結果が自国の自動車産業の製造や雇用の増加を目指すものであること
⑥	第3国の非市場指向型の政策や慣行から日米両国の企業や労働者を守るための協力を強化
⑦	日米両国は信頼関係に基づき議論を行い、協議が行われている間、共同声明の精神に反する行動をとらない

図表2 TAGとその他の通商協定

	TAG (物品貿易協定)	FTA (自由貿易協定)	EPA (経済連携協定)
特徴	工業製品、農林水産品など財の関税引き下げや撤廃	財・サービスの関税引き下げや撤廃	関税引き下げや撤廃のほか、知的財産保護、投資ルールなど非関税分野も対象
目的	財の貿易を活性化	財・サービスの貿易を活性化、投資の拡大	財・サービスの貿易を活性化、ルールを整備し経済連携を強化
事例等	FTA、EPAの一部	NAFTA(北米自由貿易協定)	TPP11、日EU・EPA

(注) 上記は一般的な区別であり、上記に当てはまらない場合もある
(出所：図表1・2) 各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

共同声明では、サービスなどについても交渉すると明記されており、今回の合意は、実質的にFTA交渉の開始とほぼ変わらないと解釈できます。

TAGは財のみを対象とすることから、FTAよりも交渉には時間を要せず、日本にとってはFTAよりも時間稼ぎをすることが難しいとみられます。また、日米の貿易では、財の収支は米国が赤字（約700億ドル※）ですが、サービスの収支は日本が赤字（約134億ドル※）となっています。FTA交渉なら、日本はサービスの赤字削減を求めることで、財の赤字削減を主張する米国に対抗することも可能ですが、TAGでは、こうした方法が使えないため、米国ペースで交渉が進んでしまうリスクが有ると考えられます。

※：2017年実績ベース

交渉の落とし所は米国への直接投資の拡大か

TAG交渉において米国側が求めるものとしては、直近のNAFTA再交渉での合意事項が参考になるとみられます（図表3）。NAFTAの見直しでは、メキシコ、カナダともに、米国への輸出台数に上限を設定していることから、TAGの交渉においても、米国は日本からの自動車の輸出台数に上限の設定を求めてくるものとみられます。

日本としては、米国の現地工場での生産を増やすことにより、輸出枠設定の回避を目指すことになるとみられます。現地生産を増やすために、日本企業が新工場の建設や、既存工場の能力増強投資を行うことを通じて雇用が増えれば、共同宣言に盛り込まれた「自動車産業の製造および雇用の増加」と合致することになります。工場新設など設備投資は民間が決めることであり、政府が管理することではありませんが、TAG交渉の過程で政府は民間と連携をとりながら対応することになるとみられます。

一方、NAFTA見直しで為替条項が導入されたことは懸念材料です。来年発効見込みの米韓改定FTAにおいても同条項は付帯協定として盛り込まれており、TAG交渉の過程でも米国は導入を強く求めるとみられます。金融政策の独自性を損なうリスクを孕む同条項の導入を避けられるかは、今後の日本経済の行方を左右する重要なポイントになると考えています。TAG交渉が本格化するのは年明け以降とみられますが、タフな交渉になるものと予想されます（図表4）。

以上（作成：投資情報部）

図表3 NAFTA(北米自由貿易協定) 再交渉合意事項

NAFTA再交渉合意(骨子)	
①	関税ゼロで米国に輸出できる乗用車はメキシコ、カナダそれぞれ年間260万台
②	輸入車関税ゼロが適用される域内部品調達比率を75%以上に引き上げ(62.5%から)
③	時給16ドル以上の工場で全体の40%以上を生産
④	自動車部品に輸入枠を設定(メキシコ：年1,080億ドル、カナダ：年324億ドル)
⑤	サンセット条項の設定(協定は16年間有効、原則6年ごとに再評価し、各国が更新意思を示さなければ延長せず)
⑥	為替条項を導入「為替介入を含む競争的な通貨切り下げを自制する」為替政策などを扱う「マクロ経済委員会」を設置

図表4 通商協議を巡る経緯と今後のスケジュール

日付	イベント
3月23日	米国が通商拡大法232条に基づく鉄鋼（25%）、アルミニウム（10%）追加関税を発動（適用除外：カナダ、メキシコ、豪州、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EU）
3月26日	米韓FTA見直し大筋合意を韓国政府が発表
6月1日	米国が鉄鋼、アルミニウム追加関税をEU、カナダ、メキシコに発動
7月25日	米EU首脳会談で関税引き下げなどについて交渉開始で合意
8月27日	NAFTA再交渉で米国とメキシコが合意
9月24日	米韓改定FTAに署名
9月26日	日米首脳会談でTAGなどの交渉開始で合意
9月30日	NAFTA再交渉で米国とカナダが合意
11月6日	米中間選挙
11月中旬	日米経済対話でペンス副大統領来日
11月末	USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）に署名の見込み
2019年1月	米韓改定FTAが発効見込み
1月以降	日米TAG交渉本格化見込み
年後半	USMCAが発効見込み

（出所：図表3・4）各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
 - お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
 - お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
 ：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- 監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
 ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
 （監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
 加入協会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）